

養殖うなぎの原産地表示の適正化について

1. 日本及び台湾での飼養期間等の書類を整えるだけで、国産と産地伝達できる「里帰りうなぎ」と称する輸入された活鰻の取引が判明しました。
2. このため、農林水産省は、本日、活鰻関係、市場関係及び流通関係団体並びに都道府県に対し、養殖うなぎの原産地表示の適正化のための文書を発出しました。

1. 関東農政局、東海農政局、中国四国農政局及び九州農政局並びに関係県が、輸入業者、養鰻業者等に対し、平成 20 年 4 月 17 日から 6 月 12 日までの間に 76 回調査を行いました。
2. この結果、以下の事実が確認されました。
 - (1)一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
 - (2)一部の養鰻業者が、(1)の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、(1)の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと
また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと
3. 2.の行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS 法に違反するものです。
4. このため、2.の取引について、複数の中間流通業者等が関与していることや、他に「里帰りうなぎ」と称した取引の事例もみられることから、本日、農林水産省消費・安全局表示・規格課長及び水産庁増殖推進部裁培養殖課長の連名で、関係団体並びに都道府県担当部局に対し、原産地表示の適正化のための文書を発出しました（別添参照）。
5. なお、2.の輸入業者及び養鰻業者については、県域業者であることから、上記の内容を関係県に情報提供しています。

<添付資料>

- ・ 別添 複数国を經由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について（協力依頼文）

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室

担当者：藤井、椎名、小塚

代表：03-3502-8111（内線 4486）

ダイヤルイン：03-3502-7804

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

20消安第3378号
平成20年6月18日

別紙活鰻関係者 あて

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について、消費者に対して適切な情報を提供する観点から、原産地として表示する産地以外に、経由したすべての養殖地等について事実即した表示を行うようお願いするとともに、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、会員等に対し、周知徹底を行い、法令遵守の意識の浸透を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別途、流通関係団体、市場関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることを申し添えます。

20消安第3378号
平成20年6月18日

別紙流通業界、市場関係者 あて

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について、消費者に対して適切な情報を提供する観点から、原産地として表示する産地以外に、経由したすべての養殖地等について事実即した表示を行うようお願いするとともに、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、会員等への周知徹底をお願いいたします。

なお、別途、活鰻関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることを申し添えます。

20消安第3378号
平成20年6月18日

別紙都道府県担当部局 あて

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、関係者への指導の徹底をお願いいたします。

養殖うなぎの原産地表示の適正化のための文書発出先

活鰻関係者あて	
全国養鰻漁業協同組合連合会、日本養鰻漁業協同組合連合会、 全国淡水魚荷受組合連合会、日本鰻輸入組合	計 4 団体
流通業界あて	
財団法人 食料農商交流協会、全国水産物商業協同組合連合会、 全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会、 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、 社団法人 日本セルフ・サービス協会、社団法人 全国スーパーマーケット協会、 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会、 社団法人 日本ボランティア・チェーン協会、協同組合セルコチェーン、 全日本スパークルト商業協同組合連合会、全日食チェーン商業協同組合連合会、 無添加食品販売協同組合、社団法人 日本加工食品卸協会、 社団法人 日本外食品卸協会、全国給食事業協同組合連合会、 日本給食品連合会、オール日本スーパーマーケット協会	計 20 団体
市場関係者あて	
全国漁業協同組合連合会、全国水産加工業協同組合連合会、 全国公設地方卸売市場協議会、全国第3セクター市場連絡協議会、 社団法人 全国中央市場水産卸協会、全国魚卸売市場連合会、 全国水産物卸組合連合会、全国中央卸売市場協会	計 8 団体
都道府県担当部局あて	
各都道府県の活鰻生産・流通担当 各都道府県の J A S 担当部局（活鰻生産・流通担当と重複の場合は省略）	